

東京都入札監視委員会定例審議概要

開催日及び場所	平成29年10月27日(金)	都庁第二本庁舎1階入札室B
委員	工学院大学建築学部建築学科教授 弁護士 弁護士 弁護士	遠藤 和義 (部会長) 木下 潮音 森岡 誠 若林 美奈子 計4名(敬称略)
審議対象期間	平成28年4月1日～平成28年9月30日	
抽出案件計	5件	(備考)
一般競争	4件	
指名競争	1件	
随意契約	0件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	<議案1> (高額・高落札事案) 平成28年度南北線中防内側陸上トンネル整備工事[一般競争入札]	
	Q なるべく多くの事業者に参加意欲を持たせるような発注者側の工夫はしたか。	A 難しい工事であるため、工事用地をあらかじめ準備したり、廃棄物の処理方法を示すこと等を行った。
	Q JVの結成義務や施工実績などの参加要件について適切だったか。	A 技術的に高度な工事内容であるため、土木の3JVとし、一定以上の技術力を要件とした。約70者参加可能と想定。
	Q 当初の予定価格に対し大幅な設計変更を行った原因は何か。	A 地中に支障物があり、それを撤去・処分するために設計変更を行った。
	意見：変更設計の手続きについては、引き続き技術的根拠に基づき行ってほしい。	
	<議案2> (社会的注目事案) 築地市場(28)青果部卸売場仲卸売場棟解体工事[一般競争入札]	
	Q 同額での入札が多かった理由についてどう考えているか。	A 応札者が過去の入札経過を踏まえて最低制限価格を推測したのではないかと考える。
	Q 工事は現在一時中止となっているが、今後の見通しはどうか。契約は、金額も含めて変更になる可能性はあるのか。	A 本年6月に移転の方針が明確になったことから、工事再開に向け調整中。契約変更についても検討はしている。
	Q アスベストの安全性確保についてチェックしているか。	A アスベストについて、事前に把握しており、工事の中で測定を義務付けている。
意見：解体を4工区に分けた理由を十分に説明できるようにすべき。また、本件のように工区割りした工事については、今後入札監視委員会において一体的に審議できるようにしてほしい。		

<p><議案3> (1者入札事案) 三田線日比谷駅改良建築工事[一般競争入札]</p>	
<p>Q 駅の工事では1者入札はよくあるのか。</p>	<p>A 深夜間工事が主体であり、工期が長くなるため入札参加者に敬遠されがちである。</p>
<p>Q 入札の辞退理由については必ず把握しているのか。</p>	<p>A 辞退理由の入力は任意であり、義務づけではない。</p>
<p>Q 関係会社同士が入札に参加しないようチェックしているか。</p>	<p>A 入札参加資格の確認の際に関係会社同士かどうかをチェックしている。</p>
<p>意見：今後、1者入札の中止を回避するためのダミー入札が行われる可能性もあるため、抑止力として辞退理由をよく把握するようにしてほしい。</p>	
<p><議案4> (低入札価格調査を行った事案) 朝霞浄水場から朝霞市膝折地内間送水管(2600mm)用トンネル築造工事[一般競争入札]</p>	
<p>Q 複数の事業者が低入札となったことで、予定価格の妥当性についてどう考えるか。標準的な価格と市場価格との合致についてチェックしているか。</p>	<p>A 予定価格は局内の基準により算出している。本件はかなり競争原理が働いている。積算の基準そのものは国や都でも標準的なものであり、局独自にはできない。</p>
<p>意見：入札の前提である予定価格の積算の基準について、常に見直しをかけた発注となるよう検討してほしい。</p>	
<p>Q 今後、関連工事が随契で出た場合、予定価格に本件の落札率をかけて発注するのか。</p>	<p>A 落札率はかけていない。</p>
<p>意見：関連工事が随契で出た場合は、本体工事と一体の工事として、本体の落札率をかけるのが一般的である。</p>	
<p>Q 関連する工事を発注する場合、契約変更、随契、あるいは入札にするのかについて基準はあるのか。</p>	<p>A 原則は競争入札であるが、工事の内容などに応じ随契や契約変更とする場合もあり、ケースバイケースである。</p>
<p>意見：規模の大きな関連工事を同一事業者が随契等競争性の低い方法で連続して受注することで入札がゆがめられることがないように、発注単位をしっかりと分けてほしい。</p>	
<p><議案5> (同一事業者長期的継続受注事案) 森ヶ崎水再生センター汚泥処理工場消化槽ガス設備補修工事[希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q 希望がないにもかかわらず指名された者が辞退すると、1者ではまずいから形だけ入札にしたように見えてしまう。任意指名者について、応札意思を確認して指名することが重要ではないのか。</p>	<p>A 入札参加資格者は受注能力があるという前提のもとで、指名の前段階として応札意思の確認はしていないが、他に応札可能な者がいないことを確認するため、任意指名した上で入札を実施している。</p>
<p>Q 任意指名者が応札した場合、次回指名されやすくなる等のインセンティブはあるのか。</p>	<p>A インセンティブはないが、任意指名された者が応札、落札する場合もある。また、</p>

		指名は公表している指名基準により行っている。		
	Q 指名から入札までの検討期間(2週間)は、本件のような任意指名の案件については、少し長目にとってもよいのではないか。	A 工事については年間発注予定を公表しており、事業者はそれを見てあらかじめ受注計画を立てることが出来る。		
	Q 受注者は、本件のガス消化槽を製造した事業者なのか。	A 製造した事業者ではない。		
委員会による報告又は意見の具申	<p>議案1から議案4については、入札契約手続きはルールどおりに運用されている。</p> <p>議案5については、入札契約手続きはルールどおりに運用されているが、同一事業者が長期受注している場合の契約方法について、随意契約や他の競争性のある方式についても検討する必要がある旨、制度部会に申し送る。</p>			
談合情報案件	項目	工事	物品・業務	件数計
	談合情報	2件	1件	3件
	うち検討結果疑義	0件	0件	0件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答	
	<議案6-1>			
	Q 談合情報対応マニュアルは都全体で共通なのか。		A 公営企業局はそれぞれ定めているが、基本的には共通している。	
	意見：談合情報処理の進め方については、一度、制度部会で全体を点検してもらいたい。			
	Q 匿名の情報について、第三者の法律事務所等が対応する仕組みはあるのか。		A 昨年都においても法律事務所等で公益通報等を受ける仕組みが出来ている。	
	Q 談合情報について、調査をする場合、しない場合についての判断のマニュアルはあるのか。		A 談合情報取扱要綱の中に判断の基準があり、情報の提供者が明確かどうか、具体的な談合の内容が示されているかどうか等から調査の必要性を判断している。	
	<議案6-2>			
	Q 入札前に事業者からの事情聴取を行う取扱いになっているのか。		A 談合情報取扱要綱に基づき、談合情報入手したら、開札を待つことなく速やかに処理することとなっている。	
Q 公正取引委員会には何を報告するのか。		A 誓約書や入札経過調書など全て郵送している。		
Q 入札参加者同士の関係はどうだったか。		A 資本関係等は特になかった。		
意見：開札前に事業者を呼び出すことが抑止力になるのかならないのか、色々な状況がある。				
<議案6-3>				
Q 入札中止後の再入札において、談合情報の当事者である事業者を指名しないという基準はないのか。		A 談合という明確な証拠があれば指名停止を行うが、疑義の段階で指名から排除する規程はない。		
※ 談合情報により入札中止した案件を再入札する場合について、継続審議とする。				
委員会による報告又は意見の具申	談合情報処理はルールどおりに行われているが、都としての談合情報処理のプロセスを全体として点検すべきであることを、制度部会に申し送る。			